

# 第120回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2025年6月26日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

**開催場所** 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地  
当社東工場 レインボーホール  
末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

**議 案**

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目 次

第120回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	18
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35

証券コード 5603  
(電子提供措置の開始日) 2025年5月30日  
(発送日) 2025年6月11日

## 株 主 各 位

姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地

# 虹技株式会社

代表取締役社長 山 本 幹 雄

## 第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kogi.co.jp/kabu/info/soukai/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/5603/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「虹技」または証券「コード」に「5603」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法での議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、後記または上記の各ウェブサイト上の「第120回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後4時45分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 曜 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

2. 場 所 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地  
当社東工場 レインボーホール  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第120期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容および計算書類の内容報告の件  
2. 第120期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
会計監査人および監査等委員会の第120期連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬改定の件

### 4. その他株主総会招集に関する事項

#### (1) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権行使される場合には、後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後4時45分までに行使してください。

#### (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後4時45分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

#### (3) 複数回議決権行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

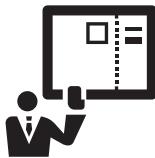
以 上

~~~~~  
◎○当社ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎○当社は、法令および定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を前述のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいている株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③連結計算書類の「連結注記表」
- ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤計算書類の「個別注記表」

◎○電子提供措置事項に修正をすべき事項が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付に  
ご提出ください。

開催日時

2025年6月26日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）  
午後4時45分入力完了分まで



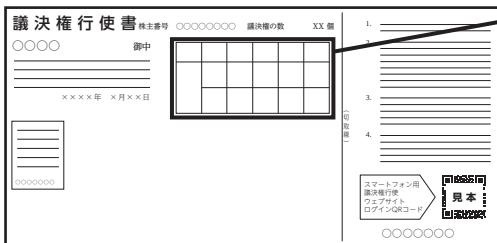
### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）  
午後4時45分到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

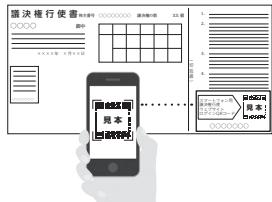
インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使<sup>®</sup>」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

### 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

### 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

### 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 剰余金の配当（第120期期末配当）に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、中長期的な事業計画に基づき、企業の継続的発展と企業価値の向上を図るために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、当期の業績ならびに当社をとりまく環境を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

###### （1）配当財産の種類

金銭といたします。

###### （2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき60円 総額 196,191,120円

###### （3）剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### 補欠の監査等委員である取締役の選任

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を選任できる旨の規定について、変更案第20条（任期）第4項を新設するものであります。また、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を定めていないことから、監査等委員である取締役の任期と、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間が一致しておりません。そのため、補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を、監査等委員である取締役の任期に合わせるべく、変更案第20条（任期）第5項を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                         | 変 更 案                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(任 期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> |
| <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                         | (現行どおり)                          |
| <p>3. 任期の終了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>       | (現行どおり)                          |

| 現 行 定 款      | 変 更 案                                                                                                |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現行定款<br>(新設) | <p><u>4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>           |
| 現行定款<br>(新設) | <p><u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                            | [再任]<br>やま 本 韶<br>(1959年7月1日生)   | 1982年4月 当社入社<br>2008年4月 大型鋳物事業部長<br>2011年6月 執行役員東京支社長<br>2015年6月 当社取締役<br>2016年4月 鋳物部門統括および風土改革担当<br>2017年2月 当社代表取締役社長<br>2023年4月 当社代表取締役および素形材事業部長<br>2024年4月 当社代表取締役社長（現在）                                    | 5,000株     |
| [取締役候補者とした理由]                                                                                                |                                  |                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。           |                                  |                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 2                                                                                                            | [再任]<br>たに 岡 つかさ<br>(1960年4月8日生) | 1984年4月 当社入社<br>2006年4月 経理部長<br>2009年6月 執行役員経理部長<br>2011年6月 当社取締役<br>2017年6月 当社常務取締役<br>2021年4月 経営企画部長および経理部、総務部、IT推進部<br>機能材料部、開発部担当<br>2024年6月 当社専務取締役（現在）<br>経営企画部長および経理部、総務部、海外事業部<br>IT推進部、機能材料部、開発部担当（現在） | 4,200株     |
| [取締役候補者とした理由]                                                                                                |                                  |                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 財務部門、管理部門、電算部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者番号                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                               | [再任]<br>片桐 康晴<br>(1965年2月5日生)  | 1988年11月 当社入社<br>2011年4月 デンスバー事業部長<br>2015年1月 執行役員デンスバー事業部長<br>2019年6月 当社取締役（現在）<br>2021年4月 デンスバー事業部、人事部、安全環境管理部担当<br>(現在)                                                                                                                                                                     | 3,100株     |
| 〔取締役候補者とした理由〕<br>営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。             |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |
| 4                                                                                                                               | [再任]<br>萩野 豊明<br>(1968年1月12日生) | 1990年4月 当社入社<br>2013年4月 小型鋳物事業部長<br>兼 同事業部西プロック営業グループリーダー <sup>1</sup><br>2015年1月 執行役員小型鋳物事業部長<br>2021年6月 当社取締役（現在）<br>小型鋳物事業部長および資材部担当<br>2023年4月 小型鋳物事業部長兼資材部長<br>2023年10月 小型鋳物事業部長および資材部担当<br>2025年4月 小型鋳物事業部長兼資材部長（現在）                                                                     | 2,700株     |
| 〔取締役候補者とした理由〕<br>営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。             |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |
| 5                                                                                                                               | [再任]<br>梶野 正則<br>(1956年10月7日生) | 1981年4月 当社入社<br>2011年7月 環境装置事業部長<br>兼 同事業部設計工事グループリーダー <sup>1</sup><br>2019年4月 執行役員機械事業部長<br>兼 環境装置事業部長<br>2021年4月 執行役員環境エンジニアリング事業部長<br>2022年6月 当社取締役（現在）<br>環境エンジニアリング事業部長<br>兼 同事業部エンジニアリング部長および<br>技術部、ソーラー事業グループ担当<br>2025年4月 環境エンジニアリング事業部長<br>兼 同事業部環境プラント部長および<br>技術部、ソーラー事業グループ担当（現在） | 2,100株     |
| 〔取締役候補者とした理由〕<br>環境エンジニアリング事業を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、<br>引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | <p style="text-align: center;">[再任]<br/>いな<br/>稻 ま こう<br/>毛 宏 じ<br/>一<br/>(1963年12月8日生)</p> | <p>1990年 4月 当社入社<br/>2016年 4月 執行役員大型鋳物事業部長兼<br/>同営業グループリーダー<sup>1</sup><br/>2023年 4月 執行役員素形材事業部大型鋳物工場長兼<br/>同事業部営業部長<br/>2024年 4月 執行役員<br/>素形材事業部長兼同事業部大型鋳物工場長<br/>兼同事業部営業部長<br/>2024年 6月 当社取締役（現在）<br/>素形材事業部長兼同事業部大型鋳物工場長<br/>兼同事業部営業部長<br/>2025年 4月 素形材事業部長兼同事業部営業部長（現在）</p> | 2,600株     |

[取締役候補者とした理由]

営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で取締役全員および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決された場合、候補者全員を被保険者とする保険契約を同内容で更新予定であります。
- (保険契約の内容の概要)
- 被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む。）または執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役松山康二氏、大山英人氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                    | [再任]<br>[社外] [独立]<br>まつやまひでと<br>松山康二<br>(1948年3月3日生) | 1976年11月 監査法人大成会計社（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>1980年4月 公認会計士登録<br>2005年7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー<br>2007年4月 公立大学法人兵庫県立大学会計研究科 特任教授<br>2010年7月 公認会計士松山康二事務所開設（現在）<br>2015年6月 当社社外監査役<br>2019年6月 当社監査等委員である社外取締役（現在） | 800株       |
| 〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕                                                                                                                                                                                                 |                                                      |                                                                                                                                                                                                                      |            |
| 松山康二氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、財務および会計に関する高度な専門知識を有して長らく大手監査法人の業務に携わり、その豊富な経験と幅広い知見から、2015年6月より当社社外監査役として職務を適切に遂行していただきしており、引き続き当該知見を活かし、特に財務および会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただけることを期待して、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                      |                                                                                                                                                                                                                      |            |
| 2                                                                                                                                                                                                                                    | [再任]<br>[社外] [独立]<br>おおやまひでと<br>大山英人<br>(1959年3月6日生) | 1984年4月 株式会社神戸製鋼所入社<br>2010年4月 同社鉄鋼事業部門チタン本部チタン研究開発室長<br>2014年4月 同社鉄鋼事業部門チタン本部研究首席[高砂]<br>2020年4月 同社素形材事業部門チタンユニット研究首席<br>2021年10月 同社素形材事業部門チタンユニット<br>2022年4月 同社素形材事業部門チタンユニット[高砂]<br>2023年6月 当社監査等委員である社外取締役（現在）   | 100株       |
| 〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕                                                                                                                                                                                                 |                                                      |                                                                                                                                                                                                                      |            |
| 大山英人氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、当社と同業の大手鉄鋼業で培った業界における専門的な知見とコンプライアンスの観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等、監査等委員である取締役として十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                               |                                                      |                                                                                                                                                                                                                      |            |

- (注) 1. 両候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松山康二、大山英人の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 松山康二、大山英人の両氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。なお、両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、松山康二氏は6年、大山英人氏は2年となります。
- なお、松山康二氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、松山康二、大山英人の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の選任が承認された場合、当該契約と同内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で取締役全員および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決された場合、両候補者を被保険者とする保険契約を同内容で更新予定であります。

(保険契約の内容の概要)

被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む。）または執行役員がその職務に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| [社外] [独立]<br>おお たに やす し<br>大 谷 泰 史<br>(1979年5月25日生) | 2003年11月 監査法人大会計社（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2008年2月 公認会計士登録<br>2015年9月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退所<br>2015年10月 大谷公認会計士事務所開設（現在）<br>2019年9月 久留米大学商学部非常勤講師<br>2020年12月 神戸監査法人 パートナー（現在）<br>2023年6月 東邦金属株式会社 社外監査役 | 0株                 |

〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕  
大谷泰史氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、財務および会計に関する高度な専門知識を有しております、大手監査法人での業務をはじめとした豊富な経験と幅広い知見から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただけることを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大谷泰史氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、大谷泰史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、大谷泰史氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で取締役全員および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、大谷泰史氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を被保険者とする保険契約を締結する予定であります。

（保険契約の内容の概要）

被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む。）または執行役員がその職務に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重大過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

ご参考：取締役のスキル・マトリックス

第3号議案、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

| 氏名    | 地位・担当                                                                     | 企業経営・事業運営 | 製造・技術 | 営業・マーケティング | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス | グローバル |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|------------|-------|-------------|-------|
| 山本 幹雄 | 代表取締役社長                                                                   | ○         | ○     | ○          |       |             | ○     |
| 谷岡 宗  | 専務取締役<br>経営企画部長および<br>経理部、総務部、海外<br>事業部、IT推進部、機<br>能材料部、開発部担当             | ○         |       |            | ○     | ○           | ○     |
| 片桐 康晴 | 取締役<br>デンスパー事業部、<br>人事部、安全環境管理<br>部担当                                     | ○         | ○     | ○          |       |             |       |
| 萩野 豊明 | 取締役<br>小型鋳物事業部長<br>兼資材部長                                                  | ○         | ○     | ○          |       |             |       |
| 梶野 正則 | 取締役<br>環境エンジニアリング<br>事業部長<br>兼同事業部環境プラン<br>ト部長および<br>技術部、ソーラー事業<br>グループ担当 | ○         | ○     | ○          |       |             |       |
| 稻毛 宏二 | 取締役<br>素形材事業部長<br>兼同事業部営業部長                                               | ○         | ○     | ○          |       |             |       |
| 大塚 良朗 | 社外取締役<br>常勤監査等委員                                                          | ○         | ○     | ○          |       | ○           | ○     |
| 松山 康二 | 社外取締役<br>監査等委員                                                            |           |       |            | ○     | ○           |       |
| 大山 英人 | 社外取締役<br>監査等委員                                                            |           | ○     |            |       | ○           |       |

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年6月26日開催の当社第114回定時株主総会において、年額144百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与等は含まない。）として、また、当該報酬等の額の範囲内で取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定することおよび各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は1万5千株を上限とすること等についてご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させること等を目的として、譲渡制限の内容を「10年間から35年間までの間で当社取締役会が定める期間」から「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間」とする等、現行の譲渡制限付株式報酬制度につき下記の内容に改定いたしたいと存じます。

また、今般の改定に伴い、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3千万円以内といたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告26頁に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針等を本議案に沿った形で変更することを予定しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）でありますが、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）となり、対象取締役は6名となります。

## 記

### 対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

#### 1.譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### 2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数3万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

#### 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

##### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

## (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

## (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、本割当株式の全部につき、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

## (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、中長期的な事業計画に基づき、企業の継続的発展と企業価値の向上を図るために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

以 上

# 事 業 報 告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費やインバウンド需要により緩やかな回復基調を維持しました。一方で、ウクライナや中東情勢の長期化による原材料や原油価格の高騰、中国の景気減速、アメリカの政策動向の影響など先行き不透明な状況で推移しました。

このようならともで、当社グループは、2022年度を初年度とする第7次3カ年計画の3年目にあたり、『C&Eへのこだわり』をキーワードに、①脱炭素社会に向けて、②DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、③人材育成、の3点を重点課題に設定し、より強固な経営基盤の構築と成長戦略の具現化に取り組み、製品の販売価格は正による収益の確保並びにコスト改善諸施策の一層の推進に努めてまいりました。

なお、2024年4月16日に発生しました「兵庫県南西部を中心とする雹」により、工場建屋等の毀損による物的被害が発生しており、その災害による損失見込み額及び損失確定額を特別損失として計上しております。また、この災害に対する受取保険金を特別利益として計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高263億1千7百万円（前期 259億6千3百万円）、営業利益11億1千6百万円（前期 7億8千6百万円）、経常利益11億3千2百万円（前期 7億1千4百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益7億9千8百万円（前期 5億3千8百万円）となりました。

#### ① Casting Field

鋳型は、造船向け鍛造用鋳型が堅調であった一方で、特殊鋼用鋳型の需要が伸び悩み、売上高は、前期並みとなりました。ロールは、主要顧客先の国内高炉メーカー向け案件や輸出案件の受注確保に努め、売上高は、前期を上回りました。自動車用プレス金型鋳物は、新規開発の進捗により各主要顧客先のカーメーカーや金型メーカーの需要が好調に推移し、売上高は、前期を上回りました。大型産業機械用鋳物は、中国経済の減速、世界的な地政学リスクの影響により、全般として需要が低迷し、売上高は、前期を下回りました。小型鋳物は、土木用鋳物が好調で、売上高は、前期を上回りました。デンスバーは、中国景気の減速の影響や主要顧客先の建設機械向けの需要が伸び悩み、売上高は、前期並みとなりました。中国国内で自動車用プレス金型鋳物の生産・販売を手がける天津虹岡鋳鋼有限公司および南通虹岡鋳鋼有限公司は、主要顧客先の金型メーカー向けの需要が好調で、売上高は、前期を上回りました。昨年度より新たに連結子会社となった株式会社小口合金鋳造所は、半導体製造装置向けの需要が好調で、売上高は、順調に推移いたしました。

この結果、当事業の売上高は、236億1千6百万円（前期 209億7千万円）、セグメント利益は、13億2千6百万円（前期 6億1千3百万円）となりました。

## ② Environment Field・環境エンジニアリング

環境装置事業は、大型案件の工事が前期までにおおむね完了しており、次期大型案件として徳島県海部郡との間でごみ処理施設38億円の仮契約締結に至ったものの、業績への寄与は翌期以降となるため、売上高は、前期を下回りました。送風機は、ごみ焼却炉向けが堅調に推移したものの、鉄鋼や集塵機向けの案件が低調で、売上高は、前期を下回りました。環境・省エネ商品のトランスペクターは、半導体関連向けの需要が低調に推移し、売上高は、前期を下回りました。

この結果、当事業の売上高は、18億9千3百万円（前期 42億9千3百万円）、セグメント損失は、4千4百万円（前期 セグメント利益2億7千1百万円）となりました。

## ③ Environment Field・機能材料

KCメタルファイバーは、海外の自動車向け摩擦材の需要が堅調だったことに加え、鉄道用および産業用の摩擦材、耐火材などが好調に推移し、売上高は、前期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は、7億7千9百万円（前期 6億7千2百万円）、セグメント利益は、3千4百万円（前期 4百万円）となりました。

## ④ その他の事業

当事業の売上高は、2千7百万円（前期 2千7百万円）、セグメント損失は、2百万円（前期 セグメント損失4百万円）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資額は総額で11億5千8百万円となりました。

当連結会計年度中に完成した設備、継続中の設備で特記すべきものはありません。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金および運転資金につきましては、自己資金と借入金をもって充当いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

日本経済の先行きにつきましては、ウクライナや中東情勢の長期化による原材料や原油価格の高騰、中国の景気減速、アメリカの政策動向の影響など、依然として不透明な状況です。

このような状況のなか、“安定的な事業基盤の構築”と“成長戦略の実現”という経営目標を具現化するため、2025年度を初年度とする『”Kai”を見出す』をキーワードとした「第8次3カ年計画」を策定し、以下のような取組みを進めてまいります。

#### 第8次3カ年計画

基本方針 “Kai（甲斐・解）”を見出す

甲斐：期待できるだけの値打ち

生きがいのある人生を送る

働きがいのある職場にする

頼りがいのある人・会社になる

解：今考え得る最良の答え

#### 1. 重点課題

##### (1) 省人化

デジタル技術やデータ活用により、ビジネス環境が激変していく中でAI,ロボットといった技術を活用し、業務を変革する。

##### (2) 脱炭素社会に向けて

生産活動においてCO<sub>2</sub>削減に取り組むとともに、新しいビジネスチャンスを創出する。

##### (3) 人材育成

将来に向けての安定的な基盤の構築と成長戦略の礎として技術継承を中心に入材育成に取り組む。

#### 2. 経営目標

##### (1) 安定的な事業基盤の構築

既存事業での利益の増大をはかり安定的な事業基盤の構築を行う。

##### (2) 成長戦略の実現 ～虹技C&Eグループによる事業展開～

将来への虹技の持続的発展に向け成長分野への投資を推進し、成長戦略の実現をはかる。

このような取組みを推進し、「铸物と環境の虹技」を定着させ、この不透明な事業環境下において、当社グループの存在感を發揮してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区分                       | 第117期<br>(2022年3月期) | 第118期<br>(2023年3月期) | 第119期<br>(2024年3月期) | 第120期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)             | 23,117              | 26,726              | 25,963              | 26,317                           |
| 経常利益<br>(百万円)            | 89                  | 716                 | 714                 | 1,132                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | 43                  | 466                 | 538                 | 798                              |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)        | 13.20               | 142.34              | 164.66              | 244.22                           |
| 総資産<br>(百万円)             | 31,247              | 32,458              | 35,274              | 33,714                           |
| 純資産<br>(百万円)             | 13,783              | 15,036              | 16,843              | 18,048                           |
| 1株当たり純資産額<br>(円)         | 3,329.99            | 3,614.14            | 4,134.60            | 4,391.17                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第120期（2025年3月期）において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第119期（2024年3月期）に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況（2025年3月31日現在）

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金                   | 当社の出資比率 | 主要な事業内容   |
|-------------|-----------------------|---------|-----------|
| 株式会社小口合金鋳造所 | 12 百万円                | 100 %   | 金属製品の製造販売 |
| 虹技サービス株式会社  | 10                    | 100     | サービス業     |
| 南通虹岡鋳鋼有限公司  | 2,254<br>(2,000万US\$) | 51      | 金属製品の製造販売 |
| 天津虹岡鋳鋼有限公司  | 871<br>(800万US\$)     | 51      | 金属製品の製造販売 |

(7) **主要な事業内容** (2025年3月31日現在)

| 事業区分                         | 事業の内容                                                               |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| Casting Field                | 鉄鋼圧延用ロール・鋼塊用鋳型・自動車用金型鋳物・デンスバー（連続鋳造鋳鉄棒）・一般鋳物製品・アルミニウム合金鋳造製品等の製造および販売 |
| Environment Field・環境エンジニアリング | 環境関連装置・機械製品等の製造および販売・土木、建設工事の請負・ソーラー発電                              |
| Environment Field・機能材料       | 自動車、鉄道、産業機械向け摩擦材等の製造および販売                                           |

(8) **主要な営業所および工場** (2025年3月31日現在)

① 当社

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 本社  | 兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地               |
| 支社  | 東京（東京都港区）、姫路（兵庫県姫路市）、名古屋（愛知県名古屋市） |
| 営業所 | 北陸（石川県金沢市）、北九州（福岡県北九州市）           |
| 工場  | 姫路東工場（兵庫県姫路市）、姫路西工場（兵庫県姫路市）       |

② 子会社

|             |            |
|-------------|------------|
| 株式会社小口合金鋳造所 | 埼玉県川口市     |
| 虹技サービス株式会社  | 兵庫県姫路市     |
| 南通虹岡鋳鋼有限公司  | 中国 江蘇省 南通市 |
| 天津虹岡鋳鋼有限公司  | 中国 天津市     |

(9) **従業員の状況** (2025年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

| 事業区分                         | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------------------------|------|-------------|
| Casting Field                | 569名 | 7名増         |
| Environment Field・環境エンジニアリング | 65   | 3名増         |
| Environment Field・機能材料       | 11   | —           |
| 全社（共通）                       | 107  | 1名減         |
| 合計                           | 752  | 9名増         |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員の10%未満のため含んでおりません。

2. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 470名 | 9名増       | 41.2歳 | 17.5年  |

(注) 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員の10%未満のため含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借入先         | 借入金残高     |
|-------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 3,455 百万円 |
| 株式会社りそな銀行   | 961       |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,755     |

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 3,362,163 株 (自己株式92,311株を含む)
- (3) 株主数 3,271 名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名          | 持株数    | 持株比率  |
|--------------|--------|-------|
| 虹技取引先持株会     | 212 千株 | 6.5 % |
| 住友生命保険相互会社   | 190    | 5.8   |
| 株式会社三井住友銀行   | 148    | 4.5   |
| 株式会社りそな銀行    | 105    | 3.2   |
| 株式会社神戸製鋼所    | 81     | 2.5   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 70     | 2.1   |
| 虹技社員持株会      | 65     | 2.0   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 60     | 1.8   |
| 堀田純子         | 56     | 1.7   |
| 堀田瑛人         | 54     | 1.7   |

(注) 1. 当社は自己株式92,311株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

| 地 位                | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                 |
|--------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長            | 山 本 幹 雄 |                                                                                           |
| 専 務 取 締 役          | 谷 岡 宗   | 経 営 企 画 部 長 お よ び 経 理 部 、<br>総 務 部 、 海 外 事 業 部 、 I T 推 進 部 、<br>機 能 材 料 部 、 開 発 部 担 当     |
| 取 締 役              | 片 桐 康 晴 | デ ン ス パ ー 事 業 部 、 人 事 部 、 安 全 環 境 管 理 部 担 当                                               |
| 取 締 役              | 萩 野 豊 明 | 小 型 鎌 物 事 業 部 長 お よ び 資 材 部 担 当                                                           |
| 取 締 役              | 梶 野 正 則 | 環 境 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 部 長<br>兼 環 境 プ ラ ン ト 部 長 お よ び<br>技 術 部 、 ソ ー ラ ー 事 業 グ ル ー プ 担 当 |
| 取 締 役              | 稻 毛 宏 二 | 素 形 材 事 業 部 部 長<br>兼 大 型 鎌 物 工 場 長 兼 営 業 部 長                                              |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 大 塚 良 朗 |                                                                                           |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 松 山 康 二 | 公 認 会 計 士 松 山 康 二 事 務 所 代 表                                                               |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 大 山 英 人 |                                                                                           |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）大塚良朗氏、松山康二氏および大山英人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、大塚良朗氏を常勤の監査等委員として監査等委員会にて選定しております。
3. 取締役（監査等委員）松山康二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役（監査等委員）大塚良朗氏、松山康二氏、大山英人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2024年6月26日開催の第119回定時株主総会において、稻毛宏二氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
- ②2024年6月26日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、取締役松本智汎氏は任期満了により退任いたしました。
- ③2024年6月26日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、井口安弘氏は取締役（監査等委員）を辞任いたしました。
- ④2024年6月26日開催の第119回定時株主総会において、大塚良朗氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

6. 当事業年度中に取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

| 氏名    | 地位および担当                                         |                                                       |                 |
|-------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------|
|       | 変更前                                             | 変更後                                                   | 異動年月日           |
| 山本 幹雄 | 代表取締役社長<br>素形材事業部長                              | 代表取締役社長                                               | 2024年<br>4月1日付  |
| 松本 智汎 | 取締役<br>海外事業部長                                   | 取締役<br>海外事業部担当                                        | 2024年<br>4月1日付  |
| 谷岡 宗  | 常務取締役<br>経営企画部長および<br>経理部、総務部、IT推進部、機能材料部、開発部担当 | 専務取締役<br>経営企画部長および<br>経理部、総務部、海外事業部、IT推進部、機能材料部、開発部担当 | 2024年<br>6月26日付 |

(2) **責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で取締役全員および執行役員を被保険者として締結しており、被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む。）または執行役員がその職務に関し責任を負うこと、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) **取締役の報酬等**

① **役員報酬等の内容の決定に関する方針等**

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ監査等委員会のご意見をいただいております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

## 口.取締役の報酬

### a.全般

株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬限度額の範囲内で、当社の事業規模、業務の特性、当該連結会計年度の業績その他諸般の事情を勘案し、各取締役の報酬等の額を取締役会の決議において決定する。取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬により構成する。

### b.固定報酬

取締役の職位等を勘案して決定する。

### c.業績連動報酬等

取締役と株主の利害共有を進め、当社の短期および中長期的な企業価値の向上と業績目標の達成に資することを目的とする。当期純利益（単体）の金額より算定した1株当たり配当額に応じ、取締役の職位等を勘案して、業績連動報酬等の金額を決定する。

### d.非金銭報酬等

取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬がある。譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定する。交付の方法は、事前交付型とする。

### e.報酬等の種類別の割合

固定報酬、業績連動報酬等、譲渡制限付株式報酬の割合は、製造業で同規模の企業の報酬構成割合および役位ごとの報酬額の水準比較・検証を行うことにより、当社の役員報酬制度の客観性・妥当性を担保する。

### f.報酬等を与える時期または条件

固定報酬は、月ごとに支払うこととする。

業績連動報酬等は、増額は、5月月初の取締役会にて、株主総会に上程する配当金額が、役員報酬増額の基準に該当するとき、当該金額について役員賞与として支給することを決議し、6月下旬に役員賞与として支給する。減額は、業績の状況を見極めて、代表取締役社長が取締役会に提案し、取締役会にて決議する。決議後、当該決議で定めた対象月より、役員報酬減額を実施する。役員報酬減額処置の終了も、同様に取締役会にて決議し、終了する。

譲渡制限付株式報酬は、業績に多大なる貢献をした等の事実が判明する都度、取締役会にて決議し支払うものとする。

### g.報酬額の決定の委任に関する事項

固定報酬の個人ごとの報酬額については、取締役会の決議により代表取締役社長に委任する。代表取締役社長は、職位等を勘案してこれを決定する。なお、決定された個人別の固定報酬については、客観性・妥当性を担保するため、各年度ごとに代表取締役社長より監査等委員会に報告を行う。業績連動報酬および非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については、代表取締役社長への委任は行わず、取締役会にて決定する。

固定報酬の個人ごとの報酬額について代表取締役社長山本幹雄に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況を当社グループにおいて最も熟知し総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、この決定方針に従い代表取締役社長への委任の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定され、監査等委員会に報告されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

② 監査等委員である取締役の報酬等の額に係る決定に関する方針等

株主総会の決議により決定した監査等委員である取締役全員の報酬限度額の範囲内で、当社の事業規模、業務の特性、当該連結会計年度の業績その他諸般の事情を勘案し、各監査等委員である取締役の報酬等の額を監査等委員である取締役の協議により決定する。監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬等は、その職務を鑑み、固定報酬のみとする。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分                         | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額<br>(百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-----------------|---------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                 | 固定報酬                | 業績運動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>(うち社外取締役) | 95<br>(-)       | 95<br>(-)           | —<br>(-)    | —<br>(-)   | 7<br>(-)              |
| 取締役（監査等委員）<br>(うち社外取締役)    | 22<br>(22)      | 22<br>(22)          | —<br>(-)    | —<br>(-)   | 4<br>(4)              |
| 合計<br>(うち社外取締役)            | 117<br>(22)     | 117<br>(22)         | —<br>(-)    | —<br>(-)   | 11<br>(4)             |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等の額は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会において年額144百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない）すること、および当該報酬額の範囲内で取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を割り当てる。ただし、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式の総数を1万5千株を上限とすることについて決議いただいております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名であり、また取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

4. 当事業年度に係る報酬等の業績運動報酬等の指標となる当期純利益（単体）は694百万円であり、1株当たりの配当額は60円であります。当該指標を選択した理由は、本業での収益性を重視しており、業績運動報酬の指標として合理的と判断したからであります。

④ 取締役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役の報酬等の限度額および割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は以下のとおり、決議されております。

| 対象者                        | 報酬等の種類           | 限度額および割り当てる譲渡制限付株式の数の上限                                                                     | 株主総会決議                   | 左記総会終結時点の対象者の員数   |
|----------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------|
| 取締役<br>(監査等委員を除く。)         | 金銭報酬             | 年額1億4千4百万円以内<br>(使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない。)                                                | 2019年6月26日開催の第114回定時株主総会 | 5名<br>(うち社外取締役0名) |
| 取締役<br>(監査等委員および社外取締役を除く。) | 譲渡制限付株式の割当のための報酬 | 上記取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬年額1億4千4百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない。)の範囲内で、割り当てる譲渡制限付株式の数の上限、年1万5千株以内 | 2019年6月26日開催の第114回定時株主総会 | 5名<br>(うち社外取締役0名) |
| 取締役<br>(監査等委員)             | 金銭報酬             | 年額30百万円以内                                                                                   | 2019年6月26日開催の第114回定時株主総会 | 3名<br>(うち社外取締役3名) |

⑤ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 区分             | 氏名   | 兼職先              | 兼職の状況 | 当社との関係       |
|----------------|------|------------------|-------|--------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 松山康二 | 公認会計士<br>松山康二事務所 | 代表    | 特別の関係はありません。 |

② 主な活動状況

| 区分               | 氏名    | 出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                 |
|------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 大塚 良朗 | 2024年6月に就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会10回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べられ、これまでの豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など監査等委員である社外取締役に求められる役割と責務を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 松山 康二 | 当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会13回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べられ、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など監査等委員である社外取締役に求められる役割と責務を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。          |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 大山 英人 | 当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会13回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べられ、これまでの豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など監査等委員である社外取締役に求められる役割と責務を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。              |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区分                                         | 支払額    |
|--------------------------------------------|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                      | 35 百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 35 百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況および報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の子会社南通虹岡鋳鋼有限公司および天津虹岡鋳鋼有限公司は、当社の会計監査人以外の会計士事務所（中国における当該資格を有するもの）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人の過去2年間の処分履歴

#### ① 処分の対象者

太陽有限責任監査法人

#### ② 処分の内容

契約の新規締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

#### ③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。
2. 本事業報告における数値は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |               | <b>(負 債 の 部)</b>        |               |
| 流 動 資 産                | 20,297        | 流 動 負 債                 | 12,026        |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,168         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 3,099         |
| 受 取 手 形                | 326           | 短 期 借 入 金               | 6,422         |
| 売 掛 金                  | 10,386        | 未 払 金                   | 1,461         |
| 電 子 記 録 債 権            | 2,234         | 未 払 法 人 税 等             | 156           |
| 商 品 及 び 製 品            | 1,462         | 契 約 負 債                 | 3             |
| 仕 掛 品                  | 1,257         | 賞 与 引 当 金               | 340           |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品        | 1,321         | 災 害 損 失 引 当 金           | 50            |
| そ の 他                  | 140           | そ の 他                   | 490           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>13,416</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>3,639</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>9,207</b>  | 長 期 借 入 金               | 2,410         |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 2,879         | 繰 延 税 金 負 債             | 969           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 3,591         | リ 一 ス 債 務               | 259           |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 1,000         | <b>負 債 合 計</b>          | <b>15,665</b> |
| リ 一 ス 資 産              | 284           | <b>(純 資 産 の 部)</b>      |               |
| 土 地                    | 1,256         | 株 主 資 本                 | 11,274        |
| 建 設 仮 勘 定              | 194           | 資 本 金                   | 2,002         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>502</b>    | 資 本 剰 余 金               | 602           |
| の れ ん                  | 79            | 利 益 剰 余 金               | 8,768         |
| そ の 他                  | 422           | 自 己 株 式                 | △99           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,706</b>  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | <b>3,083</b>  |
| 投 資 有 價 証 券            | 3,477         | そ の 他 有 價 証 券 評 價 差 額 金 | 1,704         |
| 長 期 貸 付 金              | 4             | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △0            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 13            | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 1,072         |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 65            | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 306           |
| そ の 他                  | 145           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>    | <b>3,689</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>33,714</b> | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>18,048</b> |
|                        |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>33,714</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

( 2024年 4月 1日から  
2025年 3月31日まで )

(単位:百万円)

| 科 目                           | 金 額    |
|-------------------------------|--------|
| 売 上 高                         | 26,317 |
| 売 上 原 価                       | 22,003 |
| 売 上 総 利 益                     | 4,313  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 3,196  |
| 営 業 利 益                       | 1,116  |
| 営 業 外 収 益                     |        |
| 受 取 利 息                       | 3      |
| 受 取 配 当 金                     | 125    |
| そ の 他                         | 126    |
|                               | 256    |
| 営 業 外 費 用                     |        |
| 支 払 利 息                       | 138    |
| そ の 他                         | 102    |
|                               | 240    |
| 経 常 利 益                       | 1,132  |
| 特 別 利 益                       |        |
| 受 取 保 険 金                     | 207    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 62     |
|                               | 270    |
| 特 別 損 失                       |        |
| 災 害 に よ る 損 失                 | 198    |
| 災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額           | 50     |
|                               | 249    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 1,152  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 242    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 36     |
|                               | 278    |
| 当 期 純 利 益                     | 873    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 75     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 798    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |  |
|---------------|--------|-------------------------|--------|--|
| <b>(資産の部)</b> |        |                         |        |  |
| 流動資産          | 11,929 | 流動負債                    | 8,815  |  |
| 現金及び預金        | 1,897  | 支 払 手 形                 | 168    |  |
| 受取手形          | 323    | 買 掛 金                   | 2,114  |  |
| 売掛金           | 4,408  | 短 期 借 入 金               | 4,319  |  |
| 電子記録債権        | 1,751  | 未 払 金                   | 982    |  |
| 商品及び製品        | 1,426  | 契 約 負 債                 | 2      |  |
| 仕掛品           | 1,020  | 未 払 法 人 税 等             | 133    |  |
| 原材料及び貯蔵品      | 1,002  | 未 払 消 費 税 等             | 73     |  |
| 前払費用          | 63     | 未 払 費 用                 | 212    |  |
| その他の          | 35     | 貰 与 引 当 金               | 257    |  |
| 固定資産          | 12,579 | 災 害 損 失 引 当 金           | 50     |  |
| 有形固定資産        | 6,460  | 設 備 関 係 未 払 金           | 467    |  |
| 建物            | 1,136  | そ の 他                   | 33     |  |
| 構築物           | 421    | 固 定 負 債                 | 3,683  |  |
| 機械及び装置        | 2,401  | 長 期 借 入 金               | 2,410  |  |
| 車両運搬具         | 25     | 繰 延 税 金 負 債             | 635    |  |
| 工具、器具及び備品     | 775    | 退 職 給 付 引 当 金           | 377    |  |
| リース資産         | 284    | リ 一 ス 債 務               | 259    |  |
| 土地            | 1,220  | 負 債 合 計                 | 12,499 |  |
| 建設仮勘定         | 194    | <b>(純資産の部)</b>          |        |  |
| 無形固定資産        | 21     | 株 主 資 本                 | 10,306 |  |
| ソフトウェア        | 16     | 資 本 金                   | 2,002  |  |
| その他の          | 5      | 資 本 剰 余 金               | 602    |  |
| 投資その他の資産      | 6,096  | 資 本 準 備 金               | 602    |  |
| 投資有価証券        | 3,476  | 利 益 剰 余 金               | 7,800  |  |
| 関係会社株式        | 2,470  | 利 益 準 備 金               | 375    |  |
| 長期貸付金         | 4      | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 7,425  |  |
| その他の          | 144    | 配 当 平 均 積 立 金           | 68     |  |
| 資産合計          | 24,509 | 別 途 積 立 金               | 578    |  |
|               |        | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,778  |  |
|               |        | 自 己 株 式                 | △99    |  |
|               |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,703  |  |
|               |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,703  |  |
|               |        | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △0     |  |
|               |        | 純 資 産 合 計               | 12,009 |  |
|               |        | 負 債 純 資 産 合 計           | 24,509 |  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高                   | 18,159 |
| 売 上 原 価                 | 15,237 |
| 売 上 総 利 益               | 2,921  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 2,058  |
| 営 業 利 益                 | 863    |
| 営 業 外 収 益               |        |
| 受 取 利 息                 | 0      |
| 受 取 配 当 金               | 125    |
| そ の 他                   | 63     |
|                         | 189    |
| 営 業 外 費 用               |        |
| 支 払 利 息                 | 68     |
| そ の 他                   | 69     |
|                         | 137    |
| 経 常 利 益                 | 915    |
| 特 別 利 益                 |        |
| 受 取 保 険 金               | 207    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 62     |
|                         | 270    |
| 特 別 損 失                 |        |
| 災 害 に よ る 損 失           | 198    |
| 災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 50     |
|                         | 249    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 935    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 219    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 22     |
| 当 期 純 利 益               | 241    |
|                         | 694    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

虹技株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 本 伸 吾

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 田 充 規

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、虹技株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、虹技株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

虹技株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 伸 吾  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、虹技株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適

切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、社内関係先から情報を取りました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日 虹技株式会社 監査等委員会

監査等委員会 議長（社外取締役/常勤） 大塚良朗 ㊞

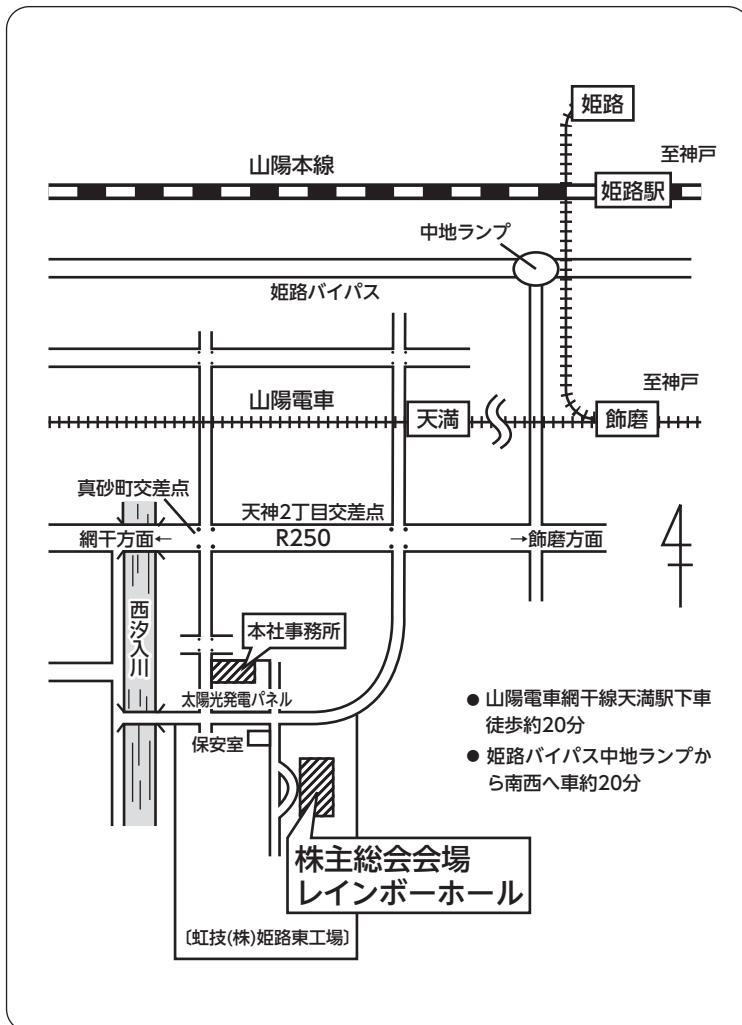
監査等委員（社外取締役） 大山英人 ㊞

監査等委員（社外取締役） 松山康二 ㊞

以上

株主総会会場ご案内  
会 場 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地  
当社東工場 レインボーホール

株主総会会場ご案内略図



UD  
FONT

VEGETABLE  
OIL INK